

国保税の軽減制度

世帯（世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者*）の前年中（平成30年中）の総所得金額等を合計した額が基準以下の場合に、均等割額・平等割額が減額されます。
*特定同一世帯所属者…市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人

【令和元年度改正点】
軽減制度
（5割軽減、2割軽減）が
見直されました。

該当する世帯の所得額基準

区分	令和元年度	平成30年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円 + (28万円 × 被保険者等数) 以下	33万円 + (27.5万円 × 被保険者等数) 以下
2割軽減	33万円 + (51万円 × 被保険者等数) 以下	33万円 + (50万円 × 被保険者等数) 以下

※基礎分、支援分、介護分ともに軽減割合は同じです。

会社の倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる
離職をされた人へ

国民健康保険税が軽減されます

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける人は、申告することで前年の給与所得を30/100とみなして国保税を算定します。

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号	2. 氏名					
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(金融機関コード(口座番号))						
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日	12. 離職理由			
13. 60歳到達時賃金日額			14. 離職時賃金日額			
15. 求職申込年月日		16. 認定日	17. 受給期間満了年月日			
18. 基本手当日額			19. 所定給付日数			
20. 特殊表示(災害時、一括、巡回、市町村)						

軽減を受けるには、申告が必要です。

雇用保険受給資格者証を持って、国保年金課、各支所、各連絡所へ。
詳しくは、国保年金課 賦課・資格担当班(☎537-5736)へ。

必要なものは？

①雇用保険受給資格者証をご用意ください
雇用保険の受給資格がない人や、離職日に65歳以上の人是对象ではありません。
また、雇用保険特例受給資格者証「特」や雇用保険高年齢受給資格者証「高」は様式が似ていますが、対象ではありませんのでご注意ください。

対象者は？

②「12. 離職理由」の欄を確認
11・12・21・22・23・31・32・33・34の数字の人が対象(特定受給資格者または特定理由離職者)です。
※上記以外の数字の場合は、軽減の対象ではありません。

軽減の期間は？

③「11. 離職年月日」の欄を確認
この日の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

納税通知書の課税内容

※口座振替・特別徴収の人は様式異なりますが項目は同じです。

課税標準額とは、国保加入者の前年中（平成30年中）の総所得金額等からそれぞれ33万円を控除した金額の合計額です。

お問い合わせの際は、通知書に記載の通知書番号をお知らせください。

通知書番号 012345678 納組番号

国民健康保険に加入するすべての人には、必ず国保税がかかります。
(※世帯主が国民健康保険に加入してなくても、家族のどなたかが加入していれば、世帯主が納税義務者となります。)

お問い合わせのときは通知書番号をお知らせください。

◎国民健康保険税の計算基礎 ※保険税の決め方(税率等)は、裏面をご覧ください。

	基礎分 (基礎課税額)	支援分 (後期高齢者支援金等課税額)	介護分 (介護納付金課税額)
所得割	1,300,000 円	1,300,000 円	700,000 円
均等割額	112,450 円	32,370 円	17,500 円
平等割額	3人 79,500 円	3人 23,100 円	2人 17,400 円
算出額	25,700 円	6,900 円	5,900 円
軽減額	217,650 円	62,370 円	40,800 円
限度超過額	円	円	円
月割減額	円	円	円
決定額	① 217,600 円	② 62,300 円	③ 40,800 円

年税額(①+②+③)
320,700 円

徴収方法別税額
普通徴収額 円
特別徴収額 円

※被保険者の状況

氏名	算定月数 基礎 介護	氏名	算定月数 基礎 介護	氏名	算定月数 基礎 介護
国民 健太	12 12	国民 康子	12 12	国民 保男	12

①基礎分、②支援分は国保加入者全員に課税されます。③介護分は40歳以上65歳未満(介護保険第2号被保険者)の国保加入者に課税されます。それぞれの項目は、下記A〜Jの計算で算出されます。

A 所得割額

課税標準額(例では1,300,000円)に税率を掛けて算出します。介護分は40歳以上65歳未満の国保加入者がいる場合のみ算出します(例では加入者2人、課税標準額は700,000円)。

課税標準額
× 基礎分(8.65%) = 112,450円
× 支援分(2.49%) = 32,370円
× 介護分(2.50%) = 17,500円

B 均等割額

国保加入人数に、それぞれの額を掛けて算出します。介護分は40歳以上65歳未満の国保加入者の数で算出します。

加入人数
× 基礎分(26,500円) = 79,500円
× 支援分(7,700円) = 23,100円
× 介護分(8,700円) = 17,400円

C 平等割額

一世帯当たり、それぞれ算出します。
基礎分 25,700円 支援分 6,900円 介護分 5,900円

D 算出額 = A + B + C (12カ月分の税額) ※100円未満切り捨て

E 軽減額 = (B + C) × 軽減割合
(軽減に該当する世帯には軽減割合が表示されます)

上記例の内訳

健太(50歳) 所得103万円
康子(45歳) 所得なし
保男(23歳) 所得93万円

	課税標準額	基礎分	支援分	介護分
健太	103万円-33万円=70万円	○	○	○
康子	0円	○	○	○
保男	93万円-33万円=60万円	○	○	×
	課税標準額の合計	130万円 (70万円+60万円)	70万円	

F 限度超過額 = D - E が賦課限度額(15ページ表 下段)を超えた場合、超えた金額

G 月割減額 = 年度の途中で国保の資格を取得・喪失した場合、資格がなかった月分の国保税を12カ月分の税額から減額する金額

H 決定額 = D - E - F - G

I 年税額 = H (決定額①〜③)の合計

J 被保険者の状況 = 令和元年度の課税計算のもととなる状況(加入している人と加入月数を記載しています)